

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	坂城町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sakaki.nagano.jp/www/index.html">http://www.town.sakaki.nagano.jp/www/index.html</a>

執行機関名 坂城町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(子ども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第21号)別表第一 坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 すべて国民は、<u>児童</u>が心身ともに<u>健やかに</u>生まれ、且つ、<u>育成</u>されるよう努めなければならない。  2 すべて<u>児童</u>は、ひとしくその生活を保障され、<u>愛護</u>されなければならない。</p>	<p>(目的)  第一条 この条例は、<u>子ども</u>、<u>障がい者</u>、<u>母子家庭の母子等</u>及び<u>父子家庭の父子</u>が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、<u>早期適切な受療</u>と医療費の家計への負担軽減を図り、もって、<u>福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>	<p>坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)</p>	



